第十六条中租税特別措置法第四十二条の九第八項から第十項までを削る改正規定の次に次のように加える。

第四十二条の十一の二第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十六条中租税特別措置法第四十二条の十二の三の改正規定を削る。

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の十二の四第五項を削る改正規定中「第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十二の四第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、「第九項」を「第八項」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、」「（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）」、「又は一年以内連結事業年度」、「（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十五の五第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第五項」に改め、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる改正規定中「から第九項までを一項ずつ繰り上げ」を「を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「（第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十五の五第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十五の五第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）」を削り、「、第三項」を「、同項」に改め、同項を同条第八項とし」に改め、同条第十項を同条第九項とする改正規定中「同条第十項」の下に「中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十六条中租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第九号の改正規定を次のように改める。

第四十二条の十二の五第一項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同項第二号中「その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第三項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、同条第三項第四号中「その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同項第六号中「（ロ」を「（以下この号」に、「次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」を「前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同号イ及びロを削り、同項第八号中「当該法人の当該適用年度開始の日前一年以内に開始した連結事業年度（以下この号において「一年以内連結事業年度」という。）にあつては当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし、」及び「（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該「一年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）」を削り、「には、当該」に改め、「とする。」及び「（一年以内連結事業年度の数を含む。）」を削り、同項第十一号中「（ロ」を「（以下この号」に、「次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額」を「前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同号イ及びロを削り、同条第七項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十六条中租税特別措置法第四十二条の十二の五の改正規定の次に次のように加える。

第四十二条の十二の七第一項中「第四十二条の四第八項第一号イ(1)」を「第四十二条の四第十九項第一号イ(1)」に改め、同条第四項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第十項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の十三第一項第十八号を同項第十九号とする改正規定中「同項第十八号を同項第十九号」を「同項第十七号を同項第十八号」に改め、同項第四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げる改正規定中「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第六項を同条第五項とする改正規定中「同条第六項」の下に「中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、「この項及び第八項において「対象年度」を「この条において「対象年度」に、「第八号、第十五号又は第十六号」を「第九号、第十六号又は第十七号」に改め、同項第一号イ中「当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同号ロ中「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同項」を加え、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を改め、同項を同条第八項とする改正規定中「同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とする」を「同項の次に次の一項を加える」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

7　第四十二条の四第八項第三号の通算法人が同項第二号（同条第十八項において準用する場合を含む。）に規定する適用対象事業年度において第一項第一号又は第三号に掲げる規定の適用を受けようとする場合における第五項（これらの号に掲げる規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者に該当する通算法人又は通算親法人である同項第九号に規定する農業協同組合等で、同条第四項に規定する適用除外事業者又は農業協同組合等に該当しないものは、第五項の適用除外事業者又は農業協同組合等に該当しないものとする。

二　通算子法人の対象年度は、当該通算子法人に係る通算親法人の対象年度終了の日に終了する当該通算子法人の事業年度とする。

三　第五項第一号に掲げる要件は、当該通算法人及び当該通算法人の対象年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この項において「他の通算法人」という。）の同号イに掲げる金額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の同号ロに掲げる金額の合計額を超えることとする。

四　第五項第二号に掲げる要件は、当該通算法人及び他の通算法人の同号イに掲げる金額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の同号ロに掲げる金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超えることとする。